

■（71）議論続く、事件報道でどう人権を守るか

1人の女性の周囲で、数人の男性が不審死した事件の裁判員裁判が続いている。被告女性の赤裸々な証言を週刊誌などが次々ととりあげる。新聞はどうしても抑制的になる。「自殺」などと言われる男性は反論できない。死者の名誉にかかわる内容も少なくないからだ。

事件報道は常に人権とのバランスが課題となる。警察が逮捕しても、それは「疑わしい」というに過ぎず、あくまで「容疑者」。裁判も「推定無罪」で、あくまでも有罪判決が確定しないかぎり、「犯人」扱いはできない。被害者も実名で報道されることで、日常生活に支障が出ることもある。空き巣に入られて多額な現金などを盗まれた一人暮らしの高齢女性がいたことがある。実名で報道されれば、また、別の泥棒に狙われるかもしれない。こういうケースは今は匿名にする。降り込め詐欺の被害者も似たような対応をとる。

新聞社内では常に、事件に限らず、事故、そして東日本大震災での人権上の課題を探っている。どう考えて、どう対応するのか、をまとめたのが冊子「事件の取材と報道」。2月から市販している。朝日新聞社が人権をどう考えているかを知る教本もなると思う（山）